

■府内市町村職員の給与制度・水準

	ラスバイス指数		給料月額			年齢	給料表		制度			初任給基準			
	府内市町村 (政令指定都市 を除く) 平均[ ]	地域手当 補正後 ラスバイス 指数	平均 支給額 (円)	給料カットの状況			平均年齢 (歳)	級数	繰上げ 昇給 回数 と全く同じ 昇給 回数となる ■	係長相当の 給料表到達額 (円)	主任相当の 給料表到達額 (円)	係長相当の 給料表到達額 (円)	年齢層の 昇給停止 国と同じ又は厳しい ○ 国より緩い: ×	大卒 程度 (円)	短大卒 程度 (円)
				カットの期間		R6.4.1									
	調査時点等	R6.4.1		R6.4.1	R6.4.1	R6.4.1	R6.4.1		R6.4.1	R6.4.1	R6.4.1	R6.4.1	R6.4.1		
国			323,800			42.1	10級		305,200	351,000	382,000	○	196,200	-	166,600
府	大阪府	100.4	98.6	315,100		41.3	8級	■	306,100	352,800	388,600	○	203,300	184,800	171,500
大	大阪市	99.0	99.0	321,600		42.9	8級	■	313,400	353,800	382,900	○	191,800	170,900	162,700
堺	堺市	100.4	100.4	319,600		42.0	8級	■	311,900	380,800	401,100	○	200,500	183,300	172,200
豊中	豊中市	99.7	99.7	325,800		43.0	7級	■	305,200	351,000	389,700	○	208,000	196,200	181,800
池田	池田市	100.7	100.7	307,400		39.0	7級	■	292,200	351,000	382,000	×(措置していない)	208,000	196,200	181,800
箕面	箕面市	94.8	94.8	303,500		42.0	7級	■	319,700	-	359,700	×(措置していない)	208,000	196,200	181,800
豊能	豊能町	97.8	97.8	336,400		46.5	7級	○	305,200	351,000	382,000	○	208,000	196,200	181,800
能勢	能勢町	96.5	96.5	326,400		45.2	7級	○	305,200	351,000	382,000	○	208,000	196,200	181,800
吹田	吹田市	100.1	100.1	318,300		41.3	7級	■	305,200	351,000	382,000	○(一律昇給停止)	196,200	181,800	170,900
高槻	高槻市	96.4	96.4	312,800		42.1	8級	■	305,200	351,000	382,000	○	196,200	181,800	170,900
茨木	茨木市	100.3	100.3	313,400		40.5	8級	○	305,200	351,000	382,000	○	208,000	191,800	176,100
摂津	摂津市	99.4	99.4	311,500		41.0	9級	■	305,200	351,000	382,000	○	208,000	196,200	181,800
島本	島本町	97.6	97.6	313,900		41.5	7級	○	305,200	351,000	382,000	○(一律昇給停止)	208,000	196,200	181,800
守口	守口市	98.5	98.5	326,000		42.8	8級	○	305,200	351,000	382,000	○	208,000	196,200	181,800
枚方	枚方市	98.1	98.1	317,600		43.5	9級	■	291,200	341,700	372,500	○	208,000	196,200	181,800
寝屋川	寝屋川市	93.3	93.3	296,000		41.9	8級	○	305,200	-	382,000	○	208,000	196,200	181,800
大東	大東市	96.5	96.5	313,500		43.5	8級	○	305,200	351,000	382,000	○	202,400	187,300	176,100
門真	門真市	97.0	97.0	307,000		41.5	8級	○	305,200	351,000	382,000	○	208,000	196,200	181,800
四條畷	四條畷市	96.0	96.0	307,900		42.1	8級	○	305,200	351,000	382,000	×(措置していない)	202,400	187,300	176,100
交野	交野市	97.9	97.9	327,200		43.9	7級	■	305,200	351,000	382,000	×(措置していない)	208,000	196,200	181,800
八尾	八尾市	97.8	97.8	329,600		44.1	8級	○	305,200	351,000	382,000	○(一律昇給停止)	208,000	196,200	181,800
柏原	柏原市	100.1	100.1	320,900		42.5	8級	○	305,200	351,000	382,000	×(措置していない)	202,400	184,600	170,900
東大	東大阪市	100.3	100.3	314,800		41.6	9級	■	305,200	351,000	382,000	○(一律昇給停止)	202,400	187,300	176,100
富田	富田林市	99.7	99.7	319,500		42.4	8級	○	305,200	351,000	382,000	×(措置していない)	202,400	184,600	170,900
河内	河内長野市	95.2	95.2	319,600		43.9	8級	○	305,200	351,000	382,000	○	202,400	187,300	176,100
松原	松原市	99.2	99.2	310,900		40.7	8級	■	305,200	351,000	382,000	○	202,400	184,600	170,900
羽曳	羽曳野市	100.7	100.7	317,700		42.4	8級	○	305,200	351,000	382,000	×(措置していない)	202,400	187,300	176,100
藤井寺	藤井寺市	95.6	95.6	303,900	▲1~4.1%	H26.4~当分の間	8級	○	305,200	351,000	382,000	○	196,200	179,100	166,600
大狭	大阪狭山市	99.2	99.2	314,200		40.8	8級	○	305,200	351,000	382,000	×(措置していない)	202,400	187,300	176,100
太	太子町	99.2	99.2	323,500		43.0	7級	○	305,200	351,000	382,000	×(措置していない)	202,400	187,300	176,100
河南	河南町	100.1	100.1	310,900		40.7	7級	○	305,200	351,000	382,000	○	202,400	187,300	176,100
千	千早赤阪村	97.2	97.2	305,400		40.7	7級	○	305,200	351,000	382,000	○	202,400	187,300	176,100
泉大	泉大津市	95.7	95.7	311,700		42.2	8級	■	305,200	351,000	382,000	○(一律昇給停止)	202,400	187,300	176,100
和	和泉市	99.2	99.2	307,600		40.7	7級	■	249,400	305,200	352,700	○(一律昇給停止)	228,100	218,900	206,600
高石	高石市	100.0	96.5	317,400		41.0	7級	○	305,200	351,000	382,000	×(措置していない)	202,400	187,300	176,100
忠	忠岡町	100.0	100.0	305,900		39.7	7級	○	305,200	351,000	382,000	○	196,200	181,800	170,900
岸和	岸和田市	98.9	98.9	314,000		41.0	8級	■	305,200	351,000	382,000	×(59歳以上から 遡前)	203,800	189,600	177,600
貝塚	貝塚市	99.6	99.6	311,400		40.2	8級	○	305,200	351,000	382,000	×(措置していない)	202,400	187,300	176,100
泉佐	泉佐野市	95.1	95.1	321,000		44.4	8級	■	305,200	351,000	382,000	×(措置していない)	206,600	194,000	180,700
泉南	泉南市	95.3	95.3	325,000		45.8	8級	○	305,200	351,000	382,000	×(措置していない)	202,400	187,300	176,100
阪南	阪南市	97.5	97.5	328,700	▲2.5~4%	R4.4~R7.3	8級	○	305,200	351,000	382,000	○	202,400	187,300	176,100
熊取	熊取町	96.7	96.7	317,000		42.6	7級	■	305,200	351,000	382,000	○	202,400	187,300	176,100
田尻	田尻町	99.4	99.4	339,100		44.7	7級	○	305,200	351,000	382,000	○	208,000	191,800	176,100
岬	岬町	98.3	98.3	305,100		42.2	6級	○	305,200	351,000	382,000	○	198,500	185,200	169,800

※ 一般行政職の場合(特殊勤務手当を除く)。なお表中、空欄は「制度なし」又は「該当なし」の意。  
 ※ ラスバイス指数、給料月額の平均支給額及び平均年齢の算出については、給料の7割措置適用職員を除いている。



## ■用語の説明（給与関係）

地方公共団体の職員（一般職の職員。企業職員や単純労務職員を除く。）の給与は、各団体が条例で定めることとされていますが、「職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない。」（均衡の原則、地方公務員法第24条第3項）とされています。

また、同条第1項においては、「職員の給与は、その職務と責任に応ずるものでなければならない。」（職務給の原則）とされています。

大阪府は、給与制度等についてはこれら地公法上の諸原則を踏まえて定めるよう府内市町村（大阪市、堺市を除く。以下同じ。）に対して助言しています。

### ①ラスパイレス指数

一般行政職（※）の職員について、地方公務員と国家公務員の給料の水準を比較する指標の1つです。具体的には国家公務員の職員構成を基準として、学歴別、経験年数別に平均給料月額を比較し、国家公務員の給料を100とした場合の地方公務員の給料の水準を指数で示したものです。この数値が100を上回っている場合、統計上、国の給料水準より高いことを示しています。

なお、地域手当補正後ラスパイレス指数とは、平成18年度から導入された地域手当の支給率を加味した場合の指数を表しています。

※一般行政職：税務職、医師職、薬剤師・医療技術職、看護・保健職、福祉職、消防職、企業職、技能労務職等の職員に該当しない職員

### ②給料月額、年齢

一般行政職の職員の給料（手当等を除く本給）および年齢の平均です。

### ③給料表

各団体の一般行政職の給料表について、その級数と構造を比較しています。

一般に、給料表とは職員に支給する給料月額を定めた表であり、職員の職務の種類に応じ、また、団体の規模・組織に応じて数種類の表に分かれており、職員はいずれかの給料表の適用を受けることとされています。各々の給料表は条例で定められています。

各々の給料表は、職員の職務の複雑、困難及び責任の度合いに基づき、職務の級に分類されています。国家公務員の行政職俸給表（一）の適用を受ける職員の場合、1級から10級までとなっています。

さらに各級はそれぞれいくつかの号給に分けられ、対応する給料月額が定められています。

また、職員の職務の級を、現に適用を受けている給料表の上位の職務の級に変更することを昇格といい、給料表の同じ職務の級内において、現に受けている号給より上位の号給に変更することを昇給といいます。

#### ④給料最高到達額

係員相当職、係長相当職の給料表上の給料月額の上限額（一般行政職）を示しています。なお、各職の給料月額については、国と地方公共団体では職務内容が異なり、組織や職制も団体により様々であることに留意する必要があります。

#### ⑤高齢層の昇給抑制、減額

高齢層職員（一般行政職）の昇給抑制、減額の実施状況について示しています。  
国家公務員の場合、勤務成績が標準の職員は、職務の級に応じた給料表において毎年4号昇給しますが、55歳以上の職員は、平成26年1月より、標準の勤務成績では昇給停止、特に良好な場合には1号、極めて良好な場合には2号に昇給の抑制をしています。

#### ⑥初任給基準

大卒、短大卒、高卒それぞれの初任給の給料月額を表記しています。なお、国家公務員の大卒の初任給基準は国家公務員採用一般職試験（大卒程度）合格者の額を表記しています。

#### ⑦扶養手当

扶養手当の状況（一般行政職）を示しています。扶養親族を有する職員に対して支給される手当です。扶養親族の範囲は、他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けている配偶者、満22歳未満の子、孫及び弟妹、満60歳以上の父母及び祖父母並びに心身に障害を有する者に限られています。

なお、令和6年人事院勧告で、国家公務員においては、配偶者に係る手当の廃止及び子に係る扶養手当の増額を、令和7年度から8年度にかけて段階的に実施することが勧告されました。

#### ⑧地域手当

地域手当の支給率（一般行政職）を示しています。地域の民間賃金水準を公務員給与に適切に反映するため、各地域の物価や民間賃金水準を踏まえ、当該地域に勤務する職員に支給される手当です。

支給額は、地域手当の月額＝（給料月額＋扶養手当の月額＋管理職手当の月額）×支給率となっており、支給率は国の基準を踏まえて各団体が条例で定めています。

#### ⑨住居手当

住居手当の状況（一般行政職、経過措置を除く額）を示しています。借家若しくは借間に居住し、一定額を超える家賃若しくは間代を支払っている職員、当該職員が所有する住宅（持家）に居住して世帯主である職員に支給される手当です。

なお、国家公務員においては、平成21年12月1日に持家にかかる住居手当は廃止されました。

#### ⑩管理職手当

各職の管理職手当の支給額（一般行政職、本庁勤務の管理職（ライン職）の額）を示しています。

国家公務員には「俸給の特別調整額」として支給される手当であり、管理又は監督の地位にある職員に対して支給される手当です。

### ⑪特殊勤務手当

著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とするが、その特殊性を給料で考慮することが適当ではないと認められるものに従事する職員に、その勤務の特殊性に応じて支給される手当です。特殊勤務手当の種類、支給対象者及び支給額は各地方公共団体が条例等で定めることとされています。この表では、一般的に他の手当や給料で措置される勤務内容と重複の観点から検討を要すると思われる手当の一部を表記しています。

### ⑫期末・勤勉手当

期末勤勉手当の支給状況（一般行政職）について示しています。民間における賞与等の特別給に見合う手当として支給される手当です。6月1日と12月1日を基準日とし、国家公務員の場合の支給額は

期末手当＝{(給料＋扶養手当＋地域手当)の月額＋役職段階別加算額＋管理職加算額}×(期別支給割合)×(在職期間別割合)

勤勉手当＝{(給料＋地域手当)の月額＋役職段階別加算額＋管理職加算額}×(期間率)×(成績率)

により算出された額となっています。

なお、一部団体においては、役職者の地位にある職員の一部だけでなく、係員相当の職員についても役職段階別の加算を行っている場合もあり、「係員相当への役職者加算」として表記しています。

「給料カットの反映」とは、基礎となる給料の減額に連動して手当を減額していることをいいます。

### ⑬退職手当

職員が退職した場合に、一時金としてその者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給される手当で、民間企業における退職金に相当するものです。国家公務員については、在職中の貢献度をより的確に反映することを目的として平成18年4月1日に退職手当の構造見直しを実施しました。退職手当額は、

退職手当＝{基本額（退職日の給料月額）×（支給率【※1】）}＋（調整額【※2】）

※1：退職理由や勤続年数によって支給率が決められています。国家公務員の場合の最高支給率は、47.709です。

※2：在職期間中の貢献度をより的確に反映し、人材流動化等にもより対応できる制度となるようにとの観点から、職員の在職期間のうち、職務の級等が高いほうから60月分を勘案した一定額を退職手当の基本額に加算するものです。国家公務員については、係員相当職には調整額を支給していません。

となっています。

この表では、府内市町村において、国家公務員と同様の退職手当の構造見直しを行っているかどうか、また、支給率において国と異なっていないかどうかを記載しています。

### ⑭給与カットの状況

給与カットの実施状況（一般行政職）を示しています。財政上の理由などから団体独自の取り組みとして行う給与減額措置のことです。表では、調査時点の年度において実施している給料、期末・勤勉手当、管理職手当の減額状況を表記しています。